

大磯港賑わい創出施設の設置、管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大磯港賑わい創出施設（以下「賑わい創出施設」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 大磯港に町内外の来訪者に対し、交流・休憩、地域農水産物等の宣伝・販売及び飲食の場を提供し、人や情報の交流及び町内周遊観光の拠点として活用することで地域の活性化を図るため、賑わい創出施設を大磯町大磯1398番地6に設置する。

(施設)

第3条 賑わい創出施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 地域交流施設
- (2) 地域農水産物等物品販売施設
- (3) 飲食提供施設
- (4) 公衆用トイレ
- (5) 管理事務所（案内所及び地域情報発信機能を含む。）

(事業)

第4条 賑わい創出施設で行う事業は、次に定めるとおりとする。

- (1) 港湾利用者等への交流及び休憩の場の提供
- (2) 地域農水産物等の宣伝及び販売
- (3) 飲食物その他の物品の販売
- (4) 飲食の提供
- (5) 観光、地域情報及び港湾情報の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 町長は、賑わい創出施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 第4条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 賑わい創出施設の利用の承認に関する業務
- (3) 賑わい創出施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減免及び還付に関する業務
- (4) 賑わい創出施設の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体とする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第8条 町長は、前条第2項の申請書及び書類の提出があったときは、次に掲げる基準により賑わい創出施設の指定管理者として最も適切であると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 公平な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、賑わい創出施設の効用を最大限に発揮するとともに、適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を適切かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 町長は、指定管理者を指定し、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第10条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(2) 賑わい創出施設の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の事業計画書に関する事項

(3) 指定管理業務の実施に関する事項

(4) 指定管理業務の事業報告書に関する事項

(5) 指定管理業務に係る損害賠償に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(事業報告書の提出等)

第11条 指定管理者は、毎会計年度の終了後規則で定める日までに、指定管理業務に関し、規則で定める事項を記載した事業報告書を町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、次条の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該処分を受けた日までの間の事業報告書を町長が定める日までに提出するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第12条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。
- (2) 第8条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないと思われるとき。

(休館日及び開館時間)

第13条 賑わい創出施設の休館日及び開館時間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 休館日 無休とする。
- (2) 開館時間 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて休館日及び開館時間を変更することができる。

(利用の承認)

第14条 第3条第1号、第2号及び第3号に掲げる施設を占用により利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり賑わい創出施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 指定管理者は、第1項の承認を受けようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 賑わい創出施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、賑わい創出施設の管理上支障を生じさせると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けたもの（以下「施設利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、当該承認を取り消し、又は賑わい創出施設からの退去を命じることができる。

- (1) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。

(入場の制限)

第16条 指定管理者は、賑わい創出施設に入場するもの（施設利用者を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その入場を拒否し、又は施設からの退去を命じること

ができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 賑わい創出施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、賑わい創出施設の管理上支障を生じさせると認められるとき。

(利用料金)

第17条 施設利用者は、利用料金を指定管理者が定める期日までに指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

区分		単位	利用料金
地域交流施設	全面利用	町内	1時間につき 1,000円
		町外	1時間につき 5,000円
	片面利用	町内	1時間につき 600円
		町外	1時間につき 3,000円
地域農水産物等物品販売施設		1か月につき	売上金額に100分の30を乗じた額
飲食提供施設		1か月につき	売上金額に100分の30を乗じた額
備考			
1 「町内」とは、個人及び団体の代表者が本町に住所を有するものをいい、「町外」とは個人及び団体の代表者が本町に住所を有しないものをいう。			
2 利用の時間が1時間に満たないとき又は1時間未満の端数を生じたときは、その時間を1時間とする。			
3 地域交流施設を営利目的で利用するときは、上記の金額の10倍に相当する額を上限額とする。			

(利用料金の減免)

第18条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第20条 賑わい創出施設を汚損し、破損し、又は滅失させたものは、町長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(町長による運営管理)

第21条 町長が賑わい創出施設の運営管理を行うときは、第13条から第19条まで（第17条

第3項を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条から第16条まで、第17条第1項、第18条及び第19条	指定管理者	町長
第13条	必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて	必要があると認めるときは
第14条（見出しを含む。）、第15条（見出しを含む。）及び第17条	利用	使用
第14条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）	承認	許可
第15条、第16条及び第17条	施設利用者	施設使用者
第17条（見出しを含む。）、第18条（見出しを含む。）及び第19条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
第17条第2項	の範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て定める。	とする。
第18条及び第19条	町長の承認を得て	規則で

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定及び利用の承認に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

平成29年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄